

3. 対象となる事業者

社団法人、財団法人及び社会福祉法人を原則とします。

4. 対象となる経費

助成の対象となる事業の実施に直接必要と認められる経費とし、消費税の対象となる経費は、それぞれ消費税に相当する額(5%)を含むものとします。また、施設整備事業にあつては、土地の取得に要する経費は除きます。

5. 補助率

原則として、助成対象事業費に対し次に掲げる率とします。

- | | |
|--|-------|
| (1) 船舶関係事業、海難防止に関する事業及びこれらの事業の振興を目的とする事業 | 80%以内 |
| (2) 海事思想の普及に関する事業、観光に関する事業、体育事業、文教事業、社会福祉事業その他の公益の増進を目的とする事業及びこれらの事業の振興を目的とする事業
(下記(3)、(4)の施設整備を除く) | 80%以内 |
| (3) 社会福祉施設整備 | 75%以内 |
| (4) 体育、文教及び公衆衛生等の施設整備 | 50%以内 |
| (5) 本財団の助成金の交付を受けて取得した施設の修繕、改造及び災害等復旧事業 | 75%以内 |

6. 対象となる事業の実施期間

2006年4月1日以降に開始し、2007年3月31日までに完了することを原則とします。

7. 申請手続

所定の様式の助成金申請書を本財団に提出して下さい。

8. 申請の受付期間

2005年10月3日(月)から2005年10月31日(月)までとします。郵送等される場合は、この期間中に必着するようにして下さい。ただし、上記5. 補助率の(5)に掲げる事業については随時受け付けます。

なお、事業者の性格、事業の性質等を勘案し、本財団が認めた事業については、4. の「対象となる経費」及び5. の「補助率」の限りではありません。

■助成金申請に関する資料請求

資料のご請求や申請方法などの詳しい内容については、下記のWebサイトをご覧ください。

日本財団Webサイト <http://www.nippon-foundation.or.jp/>

なお、Webサイトをご覧になれない場合は、FAXで資料をご請求下さい。

Fax番号：03-6229-5330 あて先：「申請資料請求係」

①団体名 ②送付先住所・郵便番号 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者氏名をまれなく明記のうえ、ご請求下さい。

※社会福祉施設の改修・改装の助成を希望される場合は、①～⑤に加えて「改修・改装」と記載して下さい。

■申請に関する問い合わせ

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル

電話 03-6229-5111 (総合案内)